

3 消 安 第 4198 号
令和 3 年 11 月 9 日

農業資材審議会長
赤松 美紀 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

組換え DNA 技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認に係る諮問について

下記の飼料の安全性について、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第3条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

記

- ・ コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP915635）
- ・ *Komagataella phaffii* BSY0007株を利用して生産されたフィターゼ

3 消 安 第 5843 号
令 和 4 年 2 月 8 日

農業資材審議会長
赤松 美紀 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

組換え DNA 技術応用飼料添加物の安全性に関する確認に係る諮問について

下記の飼料添加物の安全性について、組換え DNA 技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手續（平成 14 年 11 月 26 日農林水産省告示第 1780 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

記

- ・ *Trichoderma reesei* RF8694 株を利用して生産されたフィターゼ
- ・ CRC2836-13885 LVS_ETD MB#2 株を利用して生産されたフィターゼ

5 消安第 6912 号
令和 6 年 2 月 27 日

農業資材審議会長
君嶋 祐子 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

組換え DNA 技術応用飼料の安全性に関する確認に係る諮問について

下記の飼料の安全性について、組換え DNA 技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手續（平成 14 年 11 月 26 日農林水産省告示第 1780 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

記

- ・除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズ MON94313 系統
- ・半矮性トウモロコシ MON94804 系統

6 消安第 2817 号
令和 6 年 8 月 5 日

農業資材審議会長
君嶋 祐子 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

組換え DNA 技術応用飼料の安全性に関する確認に係る諮問について

下記の飼料の安全性について、組換え DNA 技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手續（平成 14 年 11 月 26 日農林水産省告示第 1780 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

記

除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ DBN9004 系統

6 消安第 2819 号
令和 6 年 8 月 5 日

農業資材審議会長
君嶋 祐子 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

組換え DNA 技術応用飼料の安全性に関する確認に係る諮問について

下記の飼料の安全性について、組換え DNA 技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手續（平成 14 年 11 月 26 日農林水産省告示第 1780 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

記

除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイ KWS20-1 系統

5 消安第 6915 号
令和 6 年 2 月 27 日

農業資材審議会長
君嶋 祐子 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

組換え DNA 技術応用飼料等の安全性確認の手續の改正に関する諮問について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、下記について貴審議会の意見を求める。

記

組換え DNA 技術によって得られた生物を含む飼料及び当該生物を利用して製造された飼料又は飼料添加物について、最新の知見等を踏まえ、組換え DNA 技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手續（平成 14 年 11 月 26 日付け農林水産省告示第 1780 号）の改正等を行うこと

5 消安第 6916 号
令和 6 年 2 月 27 日

農業資材審議会長
君嶋 祐子 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

組換え DNA 技術応用飼料等の安全性確認の手續の改正（遺伝子組換え微生物関係）
に関する諮問について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、下記について貴審議会の意見を求める。

記

組換え DNA 技術によって得られた生物を利用して製造された飼料について、当該生物を含む場合にあっては当該飼料の安全性に係る審査ができるよう、組換え DNA 技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手續（平成 14 年 11 月 26 日付け農林水産省告示第 1780 号）の改正等を行うこと